



地域ねこになるためのルールって？

動物愛護管理法やペット条例の要点、「5つの柱」。

ねこや愛護動物のために、人が行うことのできるルールは、およそ5つの柱からできています。(※動物の法律は、項目別途)

愛護動物から人への侵害を防ぐことと、人が愛護動物の命を守ることも目的の、動物愛護管理法に基づきます。その法の精神の範囲に従う、各自治体の条例も同様です。

1.【終生飼養】ねこなどの飼い主は、家族や伴侶と同じ愛情をもって、動物をその生涯に渡り飼い続けます。(法5条による基準より)

2.【適正飼養】飼い主は、ねこや愛護動物の生態・習性・生理・本能を理解し、感染症の知識をもって適正に飼養します。(法2・5条より)

3.【繁殖制限】飼い主が、ねこや犬を出産させても、適正な終生飼養のできそうもないときに、前もって不妊・去勢手術そのほかの方法などで、妊娠を防ぎます。(法20条より)

4.【譲渡】自分で責任を負うつもりでも、万事やむを得ず、譲るよりほかの方法が考えられないときの飼い主は、自分の責任で、適正に終生飼養のできる新しい飼い主を探します。(法5条による基準より)

5.【殺傷・衰弱虐待・遺棄】(法27条より)

動物を傷つけることや、殺す行為が「殺傷罰則」です。古い法律では「動物虐待罰則」に殺傷行為も含まれていました。今は、飼い主がいるに係わらず、動物を殺し又は傷つける犯罪を「殺傷罰則」とし、1年以下の懲役か100万円以下の罰金です。

飼い主などが、えさや水を与えず弱らせるなどを「衰弱虐待罰則」と新たに定義し、30万円以下の罰金です。

ねこや愛護動物を捨てる行為は「遺棄犯罪」で、30万円以下の罰金です。

例えば、野良ねこの赤ちゃんを段ボール箱に入れ、どこかに置き去りにしても、遺棄違反で送検されることがあります。

新しい法律では、動物虐待という意味を、「すべての愛護動物が命ある」ことに照らし合わせて、殺され・傷つけられる「殺傷」と、飼われ方による「衰弱虐待」とに分けました。しかし、動物に関する「虐待」を、報道などで使う場合にも、その定義を適切に伝え分けられるほどには、未だ知れ渡っていません。

不適切な多頭数飼育で、飼育場の周辺生活環境の保全を著しく妨げると、段階的な罰則があります。動物を人のために役立たせ、人のために働かせる目的の動物取扱業には、一般飼い主よりも厳しい規則や罰則に改正された法律です。その目的通りに法を使えるのか、どうなのかも課題といわれています。また、繁殖制限や終生飼養に基づくとき、譲渡を目的として繰り返される、犬やねこの人工的な繁殖行為を、立法の精神にそぐわない、とする考えもあります。この考えを、現実のペット社会に置き換えたときの、大きな混乱も知られています。このため海外の一部では、譲渡のため、同じメスに年間2回以上出産させる人を、事業者として規制する方法もとられています。

現代社会の規制緩和風潮の中でも、こと動物愛護に関しては、規制をゆるめる前の、ルールなどの普及や啓発と、適切な実行が求められ、地域行政も少しづつ動き始めました。

東京都もサポートする地域ねこ計画の案内には、「猫を排除するのではなく、地域の問題としてとらえ、1.猫にも命があるという考えに立ち、2.地域にお住まいの皆さん合意の下に、3.地域で猫を適正に管理しながら共に暮していくことを基本に、地域住民の方がボランティアの協力を得ながら活動していこうというものです。」…と書かれています。

地域ねこ計画は、動物愛護と環境保全の両方から、外のねこに適正な終生飼養と繁殖制限のルールをあてはめ、捨てねこ違反をなくし、ねこの飼い主さんにも、同じルールをお知らせしながらすすめられます。

